

姫路市重層的支援体制整備事業の実施概要

令和 4 年度

総合福祉会館

1 本市の現状（統計資料及び「姫路市地域福祉計画」より）

基礎情報（令和4年6月末現在）			
人口	529,846人	世帯数	245,471世帯
面積	534.43㎡	高齢化率	27.15%

■ 人口と世帯の状況

◎ 総人口の推移と推計

- ・総人口は、令和4年6月末現在529,846人で、減少傾向。
- ・生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向と高齢者人口（65歳以上）の増加傾向。

◎ 世帯の推移

- ・1世帯あたりの平均人員は、平成27年度に2.48人。全国平均をやや上回るものの、減少傾向。

■ 高齢者の状況

◎ 要支援・要介護認定者数の推移

- ・令和2年は32,272人で、増加傾向。

◎ 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数

- ・高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.4倍の25,305世帯。
- ・高齢者夫婦世帯数は、同じく1.5倍の24,046世帯。

■ 障害のある人の状況

◎ 障害者手帳交付数の推移

- ・身体障害者（児）は、令和2年に21,742人と減少傾向。
- ・知的障害者（児）は5,162人、精神障害者（児）は4,019人と増加傾向。

■ 子どもの状況

◎ ひとり親世帯の推移

- ・18歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成27年で3,649世帯と増加傾向。
- ・同じく、18歳未満の子どもがいる父子世帯は323世帯で減少傾向。

■ 地域団体・NPO法人の状況

◎ 自治体加入世帯数・自治体加入率の推移

- ・自治体加入世帯数は増加しているが、加入率は令和2年で89.9%であり、減少傾向。

◎ 老人クラブ、連合婦人会、子ども会（小学生）の会員数の推移

- ・いずれも会員数は減少傾向。

◎ NPO法人数の推移

- ・令和2年で180法人であり、保健・医療・福祉関係の活動を行う団体を中心に、年々数が増加している。

■ 社会福祉協議会及び社協支部の活動状況

- ・おおむね小学校区ごとに、自治会、婦人会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会等の各種団体からなる社協支部が組織されており、各地域で高齢者への食事サービス、見守り、子育て支援事業、地域でのサロン事業などを実施している。

2 地域福祉に関する取組の理念

■ 姫路市地域福祉計画

基本理念

**私たち一人ひとりが互いに支え合い、
住み慣れた地域で健やかな暮らしができる
福祉のまちづくり**



基本方針と施策

(1) 地域福祉を支える環境づくり

- ① 地域福祉活動の促進及び活性化
- ② 地域で生活課題を支援する仕組みづくり
- ③ 地域福祉の意識の醸成

(2) 支え合いを支援する仕組みづくり

- ① 重層的な相談支援のネットワークづくり
- ② 権利擁護支援の充実（姫路市成年後見制度利用促進基本計画）
- ③ 包括的な支援体制の構築

(3) 健やかな暮らしを支えるまちづくり

- ① 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保
- ② みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり
- ③ 安全・安心に暮らせる防災対策、防災活動の促進

また、三つの基本方針に共通する事項として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について関係者が意見交換を進め、包括的な支援体制の構築を目指す。

3 重層的支援体制整備プログラム

■ プログラムの目的

社会福祉法第106条の5の規定及び姫路市地域福祉計画に基づき、重層的支援体制整備事業について、本市における実施体制づくりを進めるために策定する。

本市の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者その他の福祉に関する基本方針を踏まえ、支援関係者がその内容を共有しつつ、地域住民への支援や環境づくりを一体的に進める。

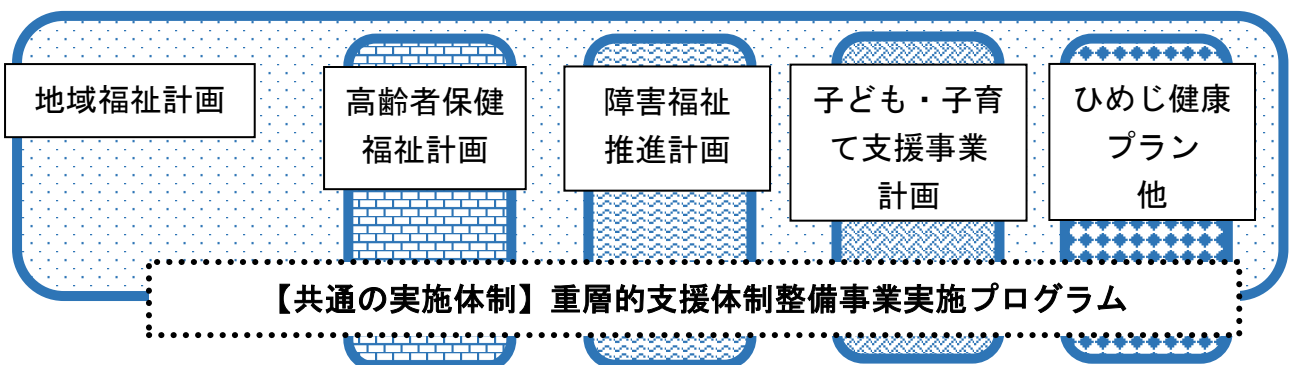
- ・ 姫路市地域福祉計画
- ・ 姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画
- ・ 姫路市障害福祉推進計画
- ・ 姫路市子ども・子育て支援事業計画
- ・ ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）
- ・ ひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市自殺対策計画）

また、事業の推進にあたっては、姫路市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動とも連携し、地域住民等へのきめ細やかな支援の展開を図る。

■ プログラムの位置付け

本市の福祉関連計画の基本方針と整合性を保ちつつ、支援関係者が共通して取り組む**実施体制に特化したもの**とする。

《プログラムの位置付け》



4 実施内容

■ 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体実施

① 相談支援

属性や世代を問わず、世帯を取り巻く問題を包括的に受け止める相談支援

② 参加支援

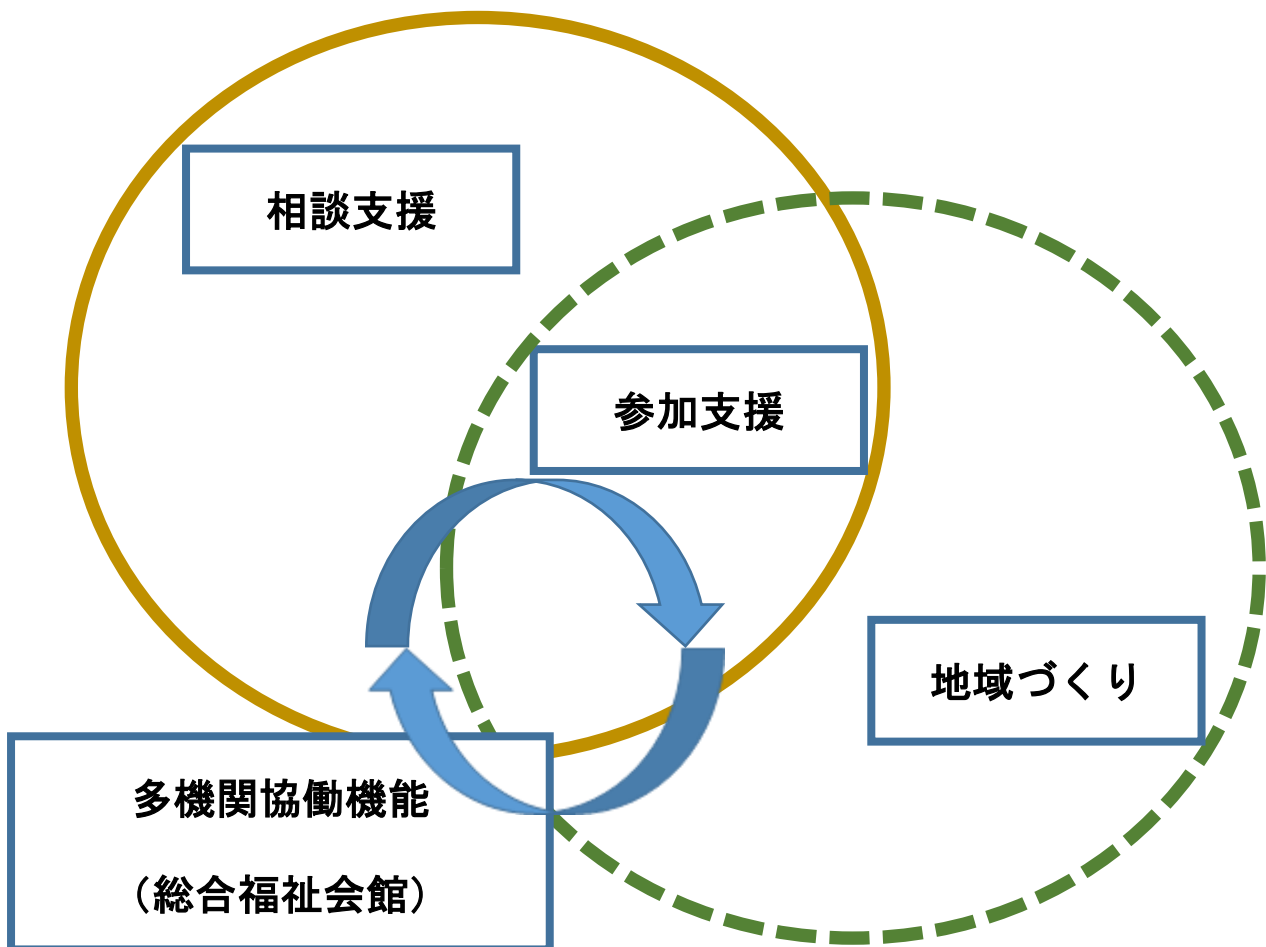
狭間のニーズに対応するつながりや居場所

③ 地域づくりに向けた支援

介護、障害、子ども、生活困窮などの地域づくり事業の連携
住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所づくり

④ 多機関協働機能

一体的実施の全体調整を行う機能



■ 対象となる事業

区分		本市の事業と実施体制 (事業名が下線・太字のものは、R4の事業移行に伴う新規事業)
相談支援	①地域包括支援センターの運営	【事業名】 地域包括支援センターの運営
		【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等
		【拠点数】 直営：1 委託：23
		【業務の内容】 高齢者分野の困りごとへの相談対応を始めとしたさまざまな支援を行う地域の中核機関として、地域包括支援センターを設置する。
		【所管課】 地域包括支援課
	②相談支援事業	【事業名】 相談支援機能強化事業
		【支援対象者】 障害のある方等
		【拠点数】 委託等：6
		【業務の内容】 障害のある方への相談対応を始めとした、さまざまな支援を行う地域の相談機関・中核機関として、基幹相談支援センター及び地域相談窓口「ひめりんく」を設置し、相談支援を実施する。
		【所管課】 障害福祉課
	③利用者支援事業	【事業名】 利用者支援事業
		【支援対象者】 子育て中の保護者（「母子保健型」は妊娠期から対象）
		【拠点数】 直営：7
		【業務の内容】 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
		【所管課】 こども支援課、こども保育課、保健所健康課

	④自立相談支援事業	<p>【事業名】 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>【支援対象者】 生活困窮状態にある者、生活上の困難を抱え支援の必要な者</p> <p>【拠点数】 委託：3（窓口委託：1）</p> <p>【業務の内容】 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な伴走型の支援等を実施し、地域における自立・就労支援の体制を構築することにより、生活困窮者の長期的な自立を図ることを目的とする。</p> <p>【所管課】 生活援護室</p>
地 域 づ く り	⑤地域介護予防活動支援事業	<p>【事業名】 地域介護予防活動支援事業</p> <p>【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等</p> <p>【業務の内容】 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の活動を支援する。</p> <p>【所管課】 地域包括支援課</p>
	⑥生活支援体制整備事業	<p>【事業名】 生活支援体制整備事業</p> <p>【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等</p> <p>【業務の内容】 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。</p> <p>【所管課】 地域包括支援課</p>
	⑦地域活動支援センター事業	<p>【事業名】 地域活動支援センター事業</p> <p>【支援対象者】 障害のある方</p>

		<p>【業務の内容】 障害のある方の創作的活動等の機会の提供及び社会との交流促進等を行う。</p> <p>【窓口の名称】 指定地域活動支援センター事業所</p> <p>【所管課】 障害福祉課</p>
	⑧地域子育て支援拠点事業	<p>【事業名】 地域子育て支援拠点事業</p> <p>【支援対象者】 乳幼児及びその保護者</p> <p>【拠点数】 直営：11 委託：17</p> <p>【業務の内容】 保育所等の地域の身近な場所において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。</p> <p>【所管課】 こども支援課、こども保育課、総合福祉通園センター</p>
	⑨生活困窮者支援等のための地域づくり事業	<p>【事業名】 <u>生活困窮者支援等のための地域づくり事業</u></p> <p>① 地域見守りネットワーク事業 ② 地域づくりにおける企業活動や寄付金等の活用研究</p> <p>【支援対象者】 ① 高齢者や障害のある方、学校等 ② 福祉活動を行う民間団体、個人等</p> <p>【業務の内容】 ① 関係機関、団体、民間事業者などが連携して、地域において高齢者や障害のある方などを日常的、重層的に見守り、緊急事態を速やかに把握し必要な支援を行う体制づくりを推進する。 ② 企業のチャリティー活動や、民間の寄付金等を、民間団体、個人等の福祉活動への支援に還元する仕組みづくりについての支援、調査、研究を行う。</p> <p>【所管課】 総合福祉会館</p>
参加支援	⑩参加支援事業	<p>【事業名】 <u>参加支援事業 (P14)</u></p> <p>【拠点数】 直営：1</p>

		【窓口の名称】 姫路市総合福祉会館「福祉つながる窓口」
		【所管課】 総合福祉会館
多 機 関 協 働 機 能	⑪ アウト リーチ等 を通じた 継続的支 援事業	【事業名】 <u>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (P14)</u>
		【拠点数】 直営：1
		【窓口の名称】 姫路市総合福祉会館「福祉つながる窓口」
		【所管課】 総合福祉会館
	⑫ 多機関 協働事業	【事業名】 多機関協働事業
		【拠点数】 直営：1
		【窓口の名称】 姫路市総合福祉会館「福祉つながる窓口」
		【所管課】 総合福祉会館

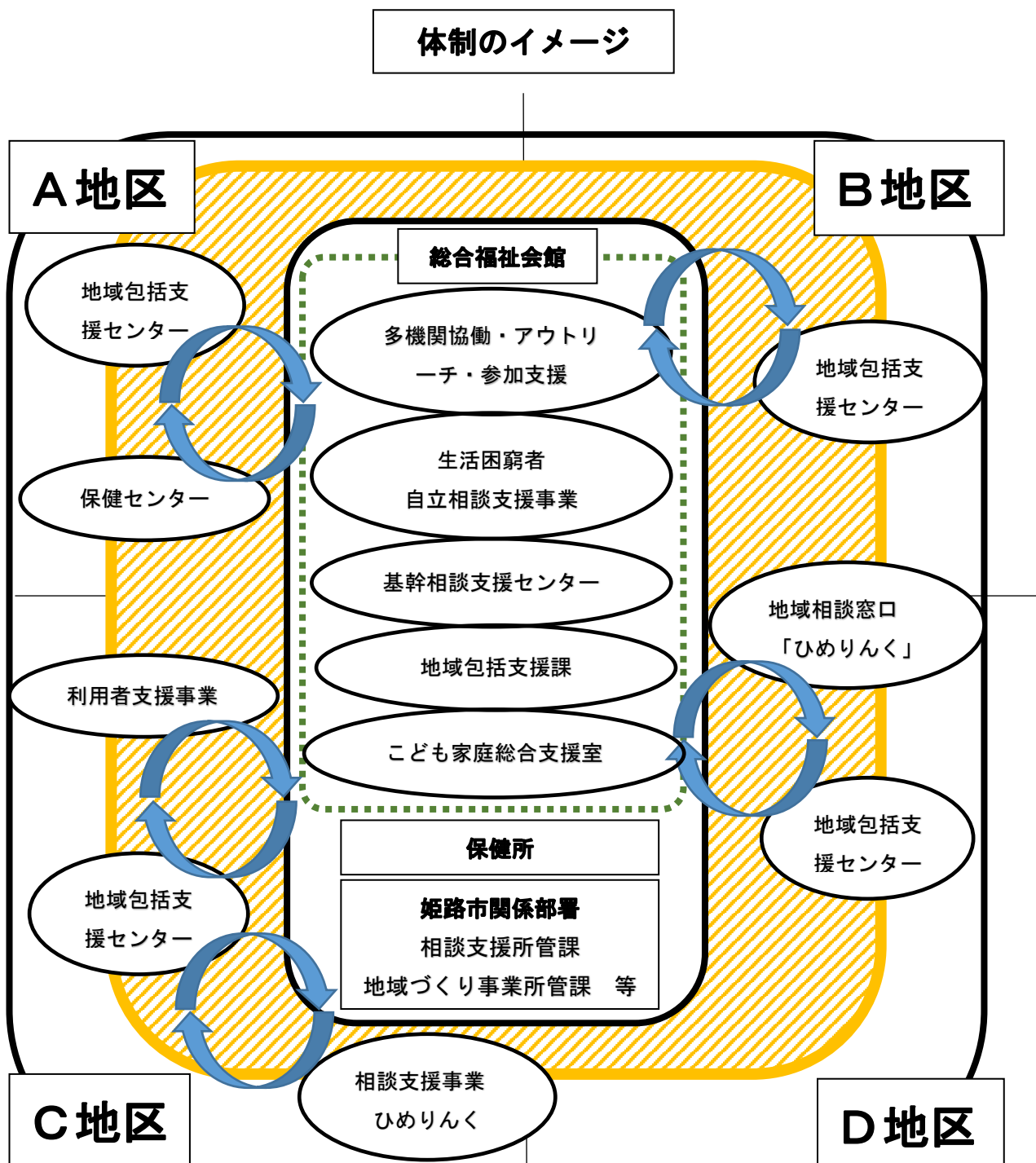
■支援ニーズに応じて、その他の分野の事業とも連携し、体制及び環境づくりを一体的に進める。

■ 「相談支援」～包括的相談支援体制の構築

【包括的な相談支援体制の整備形態】 基本型

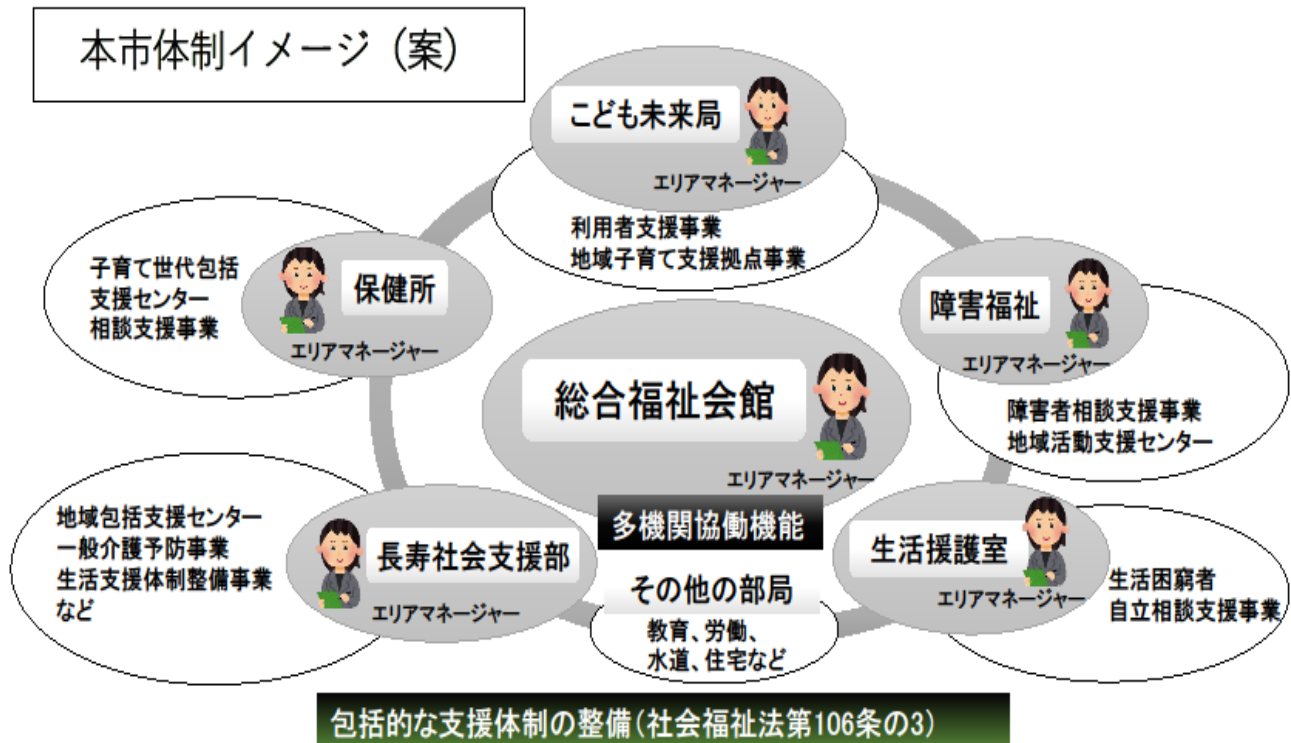
既存の拠点の支援対象や機能は変更せず、各支援機関の間で相互に連携を図る。

また、総合福祉会館に多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、相談支援事業のうち基幹相談支援センター、地域包括支援センターのうち地域包括支援課を集約し、地域における各分野の相談拠点や保健所・保健センター、各事業の本市関係部署と連携しながら必要な支援を提供する。



■ 「エリアマネージャー」「エリアサポーター」の配置

相談窓口等の連携体制を強化するために、関係部署や相談窓口等に、新たに「エリアマネージャー」及び「エリアサポーター」を配置する。



■ 1 エリアマネージャー

分野横断的な連携、調整に関する各福祉分野におけるアドバイザー。
高齢者、子ども、生活困窮者など関係部署に配置する。

エリアマネージャーの主な役割

1. 分野を横断する相談に対し、それぞれの分野の立場から必要に応じて助言する。
2. 支援関係者ネットワーク会議に参加する。
3. 各分野の連携及び連携支援を行った件数等を取りまとめる。

■ 2 エリアサポーター

相談事業の受託事業者などに配置、連携のサポートを行う。

エリアサポーターの主な役割

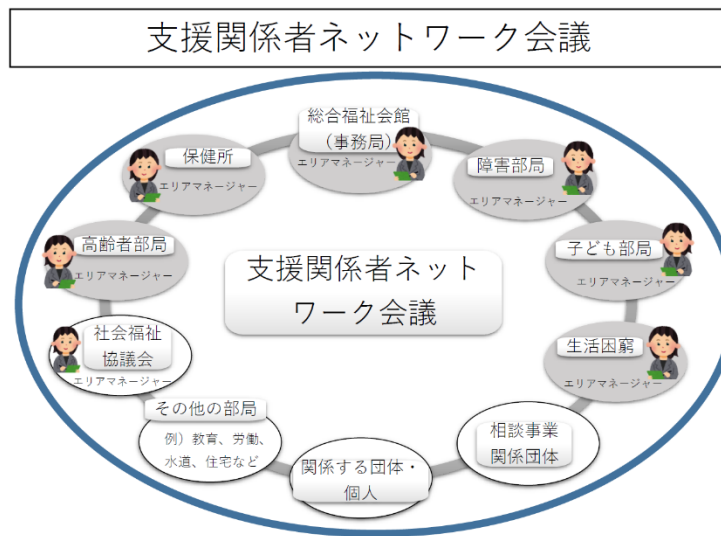
1. 自らの窓口の職員が他分野の相談支援に従事する者又はエリアマネージャーと連携するための助言を行う。
2. 各分野の連携及び連携支援を行った件数等を取りまとめる。

■ 支援関係者ネットワーク会議の実施

包括的な相談支援体制や地域づくりを行うため、事業の所管課及び関係団体等で構成する「支援関係者ネットワーク会議」を実施する。

支援関係者ネットワーク会議の役割

1. 事業の実施状況を共有する。
2. 事例検討等を通じた支援力の向上を図る。
3. プログラムの評価及び見直しに向けた意見交換を行う。



■ 令和4年度の実施内容

年度ごとにテーマを設定し、関係する行政、民間支援者によるネットワーク会議（部会）を開催している。

会議（部会）名称	内容	参加機関
不登校・ひきこもりネットワークひめじ 姫路市におけるひきこもり支援に関する検討会議	ひきこもり支援に関する官民の支援者の意見交換を通して、「顔の見える」円滑な連携体制を構築する。 ・事業報告 ・事例検討 等	・高齢、障害、生活困窮、労働分野の県・市担当部署、事業受託団体 ・社会福祉協議会 ・民間支援団体 等
ヤングケアラー検討部会	ヤングケアラーについての理解を深め、効果的な支援方法について意見交換を行う。 ・事業報告 ・支援マニュアルの運用について	・子育て支援、高齢、障害、生活困窮、労働分野の市担当部署 ・社会福祉協議会 等

■ 今後、ニーズに応じて会議の追加や再編成を行う。

■ 重層的支援会議

総合福祉会館を多機関協働事業者とし、複合化した課題について、関係する機関や窓口、支援関係者、と連携し、情報収集、支援プランの作成と役割分担の調整を行う。

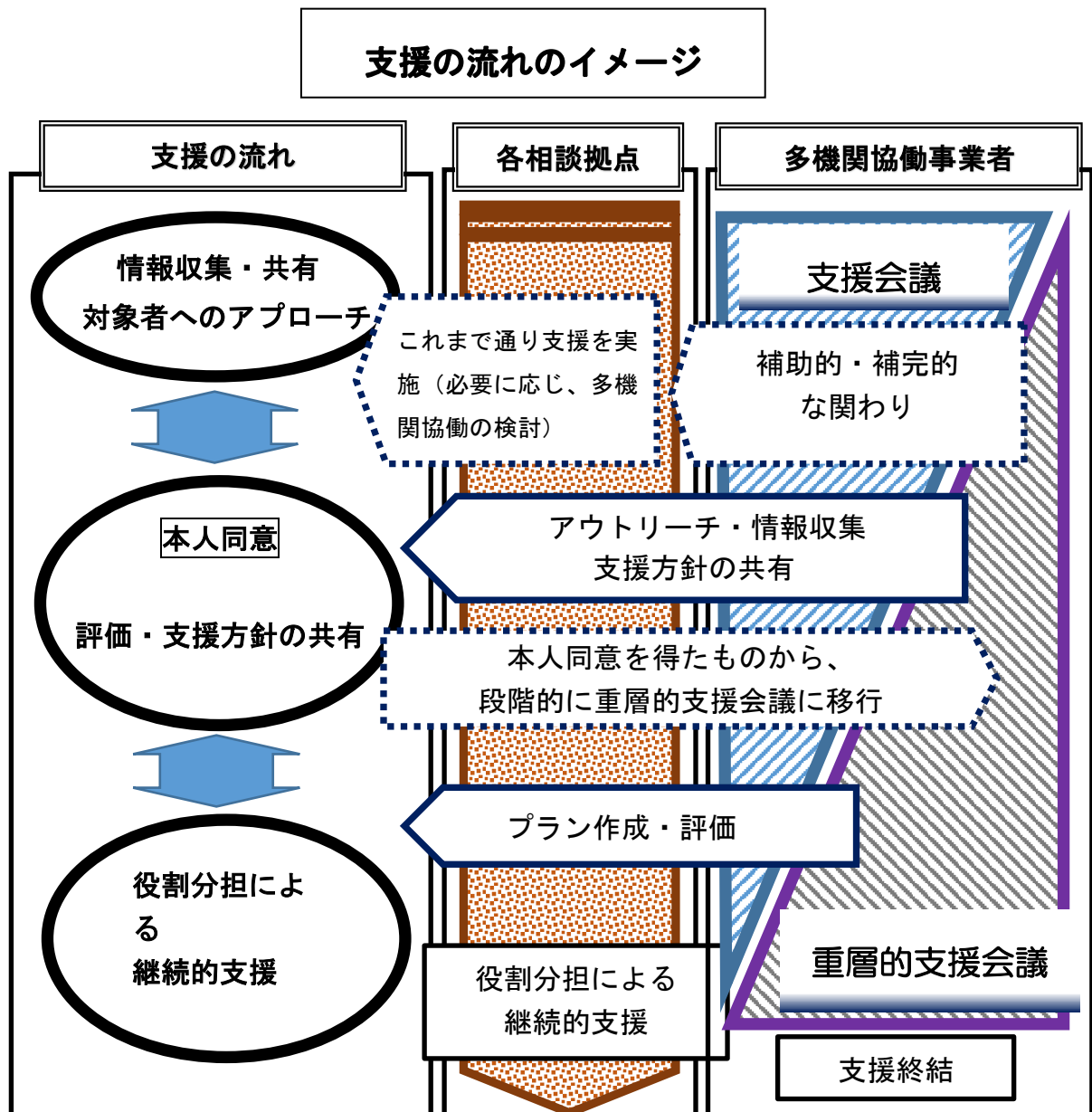
支援プランの検討にあたっては、「支援会議」や他の既存の個別支援検討会議と、「重層的支援会議」を並行して実施する場合もある。

また、作成した支援プランについては、随時評価及び見直しを行う。

■ 支援会議

社会福祉法第106条の6に基づき、支援の関係者が支援対象者やその世帯についての情報と支援方針を共有するための支援会議を組織する。

支援会議は、総合福祉会館が事務局となり、必要に応じて開催する。



■ 参加支援事業

総合福祉会館を参加支援事業者とし、主に**社会的孤立状態にある方の社会参加**について、既存の事業を中心に**資源の開拓及び情報収集**を行い、相談者が求める**社会参加の場の提供**についての調整を行う。

事例

- ・ひきこもり状態にはないが社会的孤立を感じる方への一時的な居場所として、ひきこもり支援推進事業での居場所を提供しつつ、その他の社会資源活用を検討する。
- ・経済的困窮状態ではないが、求職活動に困難を感じている人に、生活困窮者就労準備事業のプログラムを提供する。

■ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

総合福祉会館を事業の実施事業者とし、各分野において実施される既存のアウトリーチの状況に留意しつつ、**必要な支援が届いていない方又は世帯の情報収集のために**、訪問又は電話相談によるアウトリーチを行う。

事例

- ・ひきこもり状態の方の生活状況の把握（電話・訪問など）

【担当・問合せ先】

姫路市健康福祉局保健福祉部
総合福祉会館
電話：079-221-2303